

各医療機関の長様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保健部健康推進課)

令和8年度における定期接種の変更点等について(第2報)

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

標記の件については、令和7年12月22日付けの第1報にて、概要をお知らせしているところです。現時点においても国からの正式な通知等が未発出の状況ですが、円滑な接種体制を確保するため、今後の対応等について下記のとおりお知らせします。また、予防接種事務のデジタル化についても情報提供いたします。

記

【目次】

- 1 RSウイルス母子免疫ワクチンについて ——— P.1~2
- 2 定期接種用のHPVワクチンの変更について ——— P.3
- 3 高齢者肺炎球菌ワクチンについて ——— P.4~5
- 4 予防接種事務のデジタル化について ——— P.6

1 RSウイルス母子免疫ワクチンについて **A類疾病 新規**

(1) 定期接種制度

開始時期	▶ 令和8年4月1日
定期接種対象者	▶ (接種時点*で) 妊娠28週0日目から妊娠36週6日目までの者 ※接種医師が母子健康手帳等の情報をもとに判断してください。なお、接種後に妊娠週数が変化する等の事情があった場合も、接種時点で当該期間にあると判断した場合は、定期接種対象者として取り扱います。
接種方法	▶ 組換えRSウイルスワクチン「アブリスポ®」*を妊娠ごとに1回、筋肉内接種 ※組換えRSウイルスワクチン「アレックスビー®」を用いることはできません。
接種時の留意点	▶ 接種から14日以内に出生した児における有効性は確立していないことから、14日以内に妊娠終了を予定している場合には、 <u>接種時に説明を行い、同意が得られた場合に接種してください。</u>
接種に係る自己負担額	▶ 無料

(2) 接種券及び予診票

接種券と予診票が一体型となった「接種券付き予診票」を医療機関に設置

※開始時期までに医療機関に設置できるよう、令和8年3月上旬を目途に各医師会に納品予定。

ア 運用方法

接種を行う際に、医療機関において定期接種対象者(対象の妊娠週数内)であることを確認し、接種券の該当する妊娠週数欄に○をしてください。

イ 注意点

定期接種対象者の住民登録地や医療機関の所在地により、下表のとおり、事前手続等が必要となる場合があります。妊婦健康診査等の機会を通じて当該接種を御案内する際は、御注意ください(特に、里帰り出産を予定している者に対しては、御注意ください)。

医療機関の所在地	広島市内	広島市外(広島県内)	広島県外
定期接種対象者の住民登録地			
広島市内・安芸郡*1	接種券付き予診票(医療機関設置)により接種	事前に被接種者から居住自治体(住民登録地)に相談を行う。 ▶広域接種*2による対応	事前に被接種者から居住自治体(住民登録地)に相談を行う。

※1 広島市に住民登録のある方が「広島市内及び安芸郡」以外の医療機関での接種を希望されている場合は、事前にお住まいの区の保健センターに御相談いただくよう御案内ください。

※2 広域接種については、広島県医師会ホームページ「予防接種」を参照してください。

▶ URL: <https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/yobousesshu/>

■ 接種券付き予診票（全体） A3版

RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種説明書

きりとり線
(裏面に続く)線

予診票

きりとり線

RSウイルス母子免疫ワクチン接種券

▼

請求用

(裏面あり)

□ 接種券部分（拡大）

きりとり線

広島市

RSウイルス母子免疫ワクチン接種券 妊婦用

▼接種を受ける人が、接種時、住民登録している住所と氏名などを記入してください。

住所	広島市	区	丁目	番	号
接種を受ける人	カナ				
	氏名				
生年月日	昭和 平成	年	月	日	

▼接種医師が、「対象妊婦週数であること」を確認し、該当の週数に○してください。

28	29	30	31	32
33	34	35	36	37

[請求用] 項目 No. **1581**

医療機関コード (7桁)

令和 年 月 日

接種年月日

▼ロットシール

▼医療機関所在地、医療機関名、電話番号、接種医師氏名

(3) 母子健康手帳への記録

ア 記録すべき手帳

妊娠している児の母子健康手帳

※定期接種対象者（妊婦）の母子健康手帳ではありません。

イ 記録すべき箇所

母子健康手帳の予防接種歴記載欄が改訂されるまでの間は、下図のとおり、既存の「予防接種の記録（5）－その他の予防接種」欄を活用してください。

予防接種の記録（5）

その他の予防接種

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D(年齢)	メーカー又は製剤名/ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
R S	R8.4.1	アブリスボ AB1234 ファイザー	■■■■	

例1（手書きの場合）

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D(年齢)	メーカー又は製剤名/ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
R S	R8.4.1	アブリスボ筋注用 LOT:AB1234 ファイザー	■■■■	

例2（ロットシール貼付の場合）

接種記録を記入する。

「その他の予防接種」欄
を活用

56

(4) その他

現在、薬事承認されている抗体製剤「ペイフォータス®」（サノフィ社）については、定期接種化を見据えて、国において法改正等が検討されており、引き続き、国審議会での審議が継続中です。

2 定期接種用のHPVワクチンの変更について

A類疾病 変更

(1) 定期接種用のHPVワクチン

令和8年3月31日まで
● 2価HPVワクチン (サーバリックス)
● 4価HPVワクチン (ガーダシル)
● 9価HPVワクチン (シルガード9)



令和8年4月1日以降
● <u>9価HPVワクチン (シルガード9) のみ</u>
※令和8年3月31日までに、2価又は4価で接種開始している場合も含む。

※令和8年4月1日以降、2価HPVワクチン又は4価HPVワクチンを接種に使用した場合、「任意接種」の取扱いとなります。

(2) 接種券等の取扱い

- ア 令和8年度に接種券等を個別送付する者 (各区保健センターでの交付を含む。)
 - ワクチン欄を修正した新しい接種券及び予診票を個別送付するので、それを使用してください。
- イ 令和7年度に接種券等を個別送付している者 (各区保健センターでの交付を含む。)
 - 個別送付している接種券及び予診票をそのまま使用してください。交換する必要はありません。

【参考1】接種券 (令和7年度に個別送付しているもの)

【参考2】予診票 (令和7年度版に個別送付しているもの)

□3 ページ

引き続き、「シルガード9」・回数への○を忘れずに!

□4 ページ

引き続き、「シルガード9」・ワクチン名への○を忘れずに!

(3) 交互接種

2価又は4価を用いて規定の接種回数の一部を完了した者が、9価により残りの回数の接種を行う交互接種については、適切な情報提供に基づき、接種医と被接種者(保護者)がよく相談したうえで実施して差し支えありません。

HPVワクチンのキャッチアップ接種終了に伴う経過措置について

当初の予定どおり、令和8年3月31日で終了します(4月1日以降、「経過措置」接種券等は使用できません)。

3 高齢者肺炎球菌ワクチンについて **B類疾病 変更**

令和8年4月1日以降の定期接種では、20価高齢者肺炎球菌ワクチン（プレバナー20®）を追加し、23価高齢者肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス®NP）を除外します。

(1) 定期接種制度

開始(変更)時期	▶ 令和8年4月1日						
定期接種対象者	<p>ア 接種時に65歳の者 イ 60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当を有する者</p> <p>【注意】 ・これまでに、定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期接種対象者になりません。 ・これまでに、任意接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、接種時期や接種状況等により医師が改めて接種する必要があると認める場合は、定期接種対象者になります。</p>						
※変更なし							
接種方法	<p>▶ 定期接種として下表のとおりワクチンを使用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">ワクチン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品名（メーカー名）</td> <td>プレバナー20®（ファイザー社）</td> </tr> <tr> <td>接種回数等</td> <td>1回、筋肉内注射</td> </tr> </tbody> </table> <p>※23価高齢者肺炎球菌ワクチン及び21価高齢者肺炎球菌ワクチン（キャップバックス®）は、定期接種のワクチンとして用いることはできません。</p>	区 分	ワクチン	製品名（メーカー名）	プレバナー20®（ファイザー社）	接種回数等	1回、筋肉内注射
区 分	ワクチン						
製品名（メーカー名）	プレバナー20®（ファイザー社）						
接種回数等	1回、筋肉内注射						
接種に係る自己負担額	<p>▶ 7,900円/回 <u>（自己負担額が以前のワクチン「4,600円/回」から変更されています）</u> <u>ので御注意ください。</u></p> <p>・接種時に医療機関の窓口で自己負担金を徴収してください。 なお、生活保護世帯、市民税・所得割非課税世帯に属している方は、接種時に免除対象者であることが確認できる書類を提示することで自己負担金が免除されます。</p> <p>※委託料は、4月中旬頃に広島市医師会から送付する「委託料金表」にて御確認ください。</p>						

(2) 接種券

令和8年4月1日以降、令和7年度版の接種券（以下「R7接種券」という。）を使用継続しつつ、順次、令和8年度版の接種券（以下「R8接種券」という。）に切り替えます。詳細は、「(4) 市民への周知【対応表】」を御参照ください。

(3) 予診票・説明書

令和8年4月1日以降、令和7年度版の予診票・説明書（以下「R7予診票」という。）は、使用できません。対象者には、「(4) 市民への周知【対応表】」のとおり、令和8年度版の予診票・説明書（以下「R8予診票」という。）を送付しますので、令和8年4月1日以降は、R8予診票を使用してください。

(4) 市民への周知

R 7 接種券及びR 7 予診票を送付した定期接種対象者のうち未接種者（昭和35年4月2日から昭和36年1月31日生まれ）の方及びR 7 接種券及びR 7 予診票を未送付の方（昭和36年2月1日から昭和36年4月1日生まれ）に対し、令和8年2月下旬にワクチン変更に関する案内等を送付します。

【対応表】

定期接種対象者の 生年月日	令和7年度	令和8年度
S35. 4. 2～ S36. 1. 31 のうち未接種者	<p>送付済みの R 7 接種券及び R 7 予診票で接種 誕生日の翌月に送付済み</p> <p>2月下旬に ワクチン変更に関する案内、 R 8 予診票及び R 8 定期接種のお知らせを 個別送付</p>	<p>R 7 接種券及び R 8 予診票で接種</p> <p>誕生日の前日まで接種可能</p>
S36. 2. 1～ S36. 4. 1	<p>事前に保健センター で発行した R 7 接種券及び R 7 予診票で接種</p> <p>2月下旬に、 ワクチン変更に関する 案内を個別送付</p>	<p>R 8 接種券及び R 8 予診票で接種</p> <p>4月下旬に R 8 接種券、 R 8 予診票及び R 8 定期接種のお知らせを 個別送付</p> <p>誕生日の前日まで接種可能</p>

※ 昭和36年2月1日から昭和36年4月1日生まれの方が、事前にお住いの区の保健センターでR 7 接種券を発行し、令和8年3月までに接種を受けなかった場合、令和8年4月以降に接種を受ける際には、R 7 接種券を使用することがあります。

※ R 7 接種券及びR 7 予診票を紛失した場合や、R 8 接種券及びR 8 予診票が届いていない場合は、事前にお住いの区の保健センターで接種券及び予診票を発行しますので、定期接種対象者に御案内ください。予診票については、該当年度の予診票を持参しなかった場合、本市ホームページ（ページ番号：1037838）からダウンロードして使用することができます。

4 予防接種事務のデジタル化について **情報提供**

現在、国は、予防接種事務のデジタル化を進めています。デジタル化とは、市民がマイナポータルで予診情報を登録するとともに、医療機関が専用システムで接種情報を登録し費用請求するなど、「紙」を介さない形での予診、接種、請求、審査、支払等が実施可能となる状態を指します。そして、本市は、大部分の政令市と同様、令和10年度にデジタル化を実装する予定です。

デジタル化により、市民は紙予診票に予診情報を手書きする必要がなくなり、医療機関は接種年齢、接種間隔等の確認作業が軽減されるなど、様々なメリットが生じます。一方、医療機関においては、専用システムの導入などの対応が必要となります。

デジタル化の実装後、医療機関における予防接種事務は大きく変更することになります。このため、医師会を通じた事務連絡や市ホームページを活用した情報提供を適宜実施するとともに、医療機関を対象とした説明会を開催する予定としています。

なお、デジタル化の対応が難しい医療機関においては、従来どおり「紙」ベースによる予診、接種、請求等が可能となるよう制度を整備する予定です。

【広島市感染症予防ポータルサイトのお知らせ】

本市では、市内医療機関等を対象とした感染症ポータルサイトを開設しています。当サイトでは、感染症、予防接種（デジタル化含む）、結核等に係る事務連絡やマニュアル等を掲載しています。業務の参考としてください。

→URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/iryo/1037067/index.html>

→ページ番号：1037067



健康推進課保健予防係
担 当：杉野（A類疾病）
佐藤（B類疾病）
田中（デジタル化）
TEL：082-504-2882